

一般事業主行動計画を大阪労働局に届出

少子化が急速に進行し、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化の原因の一つとして、仕事と子育てとの両立に対する負担感が指摘されている。

次世代育成支援対策推進法（平成 17年 4月 1日施行）は、仕事と子育ての両立を図るため、企業等において、一般事業主行動計画を作成し、必要な雇用環境を整備することを定め、これを国に届出することを義務付けており、学院は、平成 22年度から 5年間を計画期間とし、この間に次の 4つの目標を達成することとして第 2回一般事業主行動計画を 5月 31日大阪労働局に届出を行い、同日正式に受理された。

- 目標 1: 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性教職員...計画期間中に 1人以上取得すること。
女性教職員...取得率を 80%以上にする。
- 目標 2: 配偶者の産後休暇期間中に取得する育児休業を有給とする。
- 目標 3: 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が、希望する場合に利用できる育児短時間勤務制度を導入する。
- 目標 4: 永年勤続表彰における在職年数の算定に当たり、育児休業期間を算入する。

なお、下記の第 1回一般事業主行動計画（平成 17年度から 5年間）については、目標 1は男性の育児休業取得者がいなかったため未達成、目標 2 目標 3は今回の規程改定で達成となった。

- 目標 1: 育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。
女性職員...取得率を 70%以上とする。
男性職員...計画期間内に 1人以上取得する。
- 目標 2: 小学校就学始期までの子を養育する者に対して、希望に応じて所定時間外労働の免除の制度を導入する。
- 目標 3: 育児休業の期間については、退職金算定の期間に算入しないとしているが、育児休業期間を退職金算定の在職期間に含め、育児休業の取得を容易にする。